

令和５年度決算に基づく 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、令和５年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業における資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告しましたので、次のとおり公表します。

○令和５年度決算 健全化判断比率

（単位：％）

区分	中央市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	１３．５９	２０．００
連結実質赤字比率	－	１８．５９	３０．００
実質公債費比率	７．１	２５．０	３５．０
将来負担比率	－	３５０．０	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であることから「－」と表示しています。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから「－」と表示しています。

各比率がひとつでも基準以上である場合は、財政健全化計画又は財政再生計画の策定等が義務付けられます。

○令和５年度決算 資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	中央市	経営健全化基準
上水道事業会計	－	２０．０
簡易水道事業会計	－	２０．０
公共下水道事業会計	－	２０．０
農業集落排水事業会計	－	２０．０

※資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから「－」と表示しています。

各比率が基準以上である場合は、経営健全化計画の策定等が義務付けられます。